3.手話言語条例について

障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の形態の非音声言語が含まれることが明記され、また、障害者基本法においても、言語には手話が含まれることが明記されています。

そのような状況下で本県でも手話を言語として明確に位置づけ、ろう者が手話を使い安心して生活できる社会を実現するため、本年3月、福岡県手話言語条例が制定され、4月より施行されました。

本条例は目的、定義、基本理念、県市町村の責務などの総則と手話を使いやすい環境の整備の 2 章 18 条からなっています。この条例が目指す社会を実現すべく、以下何点か知事、教育長に伺います。

（1）　県は基本理念に対する県民の理解を深めるため、必要な啓発を行うものとする。とありますが、本年度実施された、また実施予定の施策について知事に伺います。

（2）　乳幼児期から手話を学び、手話を使用しやすい環境を整備することを目的として、聞こえない・聞こえにくい乳幼児とその家族等が、親子で手話を学ぶ親子手話教室を県内4地域で開催されています。参加者数など開催状況をお示し下さい。

（3）　今後体系的に施策を実行する上で、次期障がい福祉計画に施策を落とし込み、計画的に推進していくことが必要と考えますが、見解を伺います。同時に関係機関や障害者団体を含めた協議会を立ち上げ、

条例の実効性を担保すべきと考えますが、如何でしょうか。

（4）　学校における手話の普及に関して、教育長に伺います。条例制定に伴い教育委員会としてどのような施策を講じておられるのか、また、児童生徒向けのハンドブックのようなものは作成されているのか。

（5）　報道によれば、条例制定から 10 年となる手話先進県である鳥取県では、公立小中高校、特別支援学校の 93．8 で手話が学習されたとのことです。手話を使用しやすい環境整備は一朝一夕には出来ません。まずは、教育現場での取組みを開始することが必要です。本県はどのように取り組んで行かれるのか、計画をつくり目標を掲げ実施する体制となっているのか、伺います。

【服部知事の答弁】

① 手話言語条例の啓発について

　県では、今年 4 月の手話言語条例の施行に合わせ、条例をろう者に分かりやすく周知するため、手話で解説した動画を県のホームページに掲載するとともに、各戸配布広報紙「福岡県だより」や SNS を活用して条例の趣旨を県民に広く周知してきました。

また、

・教育関係者やろう者を対象とした聴覚障がい教育を考える学習会

・一般県民を対象とした条例の理解を深める手話言語フォーラム

・テレビドラマにろう者役で出演された聴覚障がいのある方による手話の大切さを伝える講演会

・県内 2 つの大学で、ろう者や手話への理解、手話通訳への関心を促すための学

生向け講座

を開催するとともに、9月の「手話言語の国際デー」に合わせて、旧福岡県公会堂貴賓館を、手話のシンボルカラーであるブルーにライトアップし、手話は言語であるとの認識を高める機運醸成を図ってきました。

さらに、来年1月には、手話言語条例制定を記念して、デフリンピック自転車競技やNHK「みんなの手話」の講師として活躍されている早瀬憲太郎氏を講師に招き、講演会の開催を予定しているところです。

② 親子手話教室の開催状況について

当事者団体や医師・保健師等で組織した「聴覚障がい児・家族支援事業実行委員会」を今年度、県内4地域で立ち上げ、親子手話教室を各地域の聴覚特別支援学校で月1回程度開催しています。

親子手話教室では、手話を使った絵本の読み聞かせや歌遊びをしたり、保護者向けに日常生活での困りごとなどの相談にも応じています。11月末までに24回開催されており、延べ 300 名を超える親子が参加されました。参加者からは、「親子でコミュニケーションの取り方が分かった」、「参加者と一緒に手話を楽しく覚えることができた」といった感想が寄せられています。

③ 条例の計画的な推進について

現在、来年度から3年間の障がい福祉計画について策定を進めているところであり、次期計画では、国の基本指針や手話言語条例を踏まえ、新たに、聴覚障がいのある方の手話を含む言語・コミュニケーション手段の円滑な獲得、聴覚障がいに対する県民への理解促進、聴覚障がいのある方とその家族等の支援にかかる取組等について、盛り込むことを検討しています。

これらの施策を効果的かつ円滑に実施するため、医療、福祉及び教育の関係者

や当事者団体からなる協議会を設置することについても検討しているところです。

【吉田教育長の答弁】

④ 学校における手話の普及に関する取組について

これまでは、人権教育学習教材集の中で、聴覚障がいや手話に関する題材を取り上げ、理解啓発を図ってきました。今年４月の手話言語条例の施行を契機として、手話による基本的なコミュニケーションについて児童生徒がより主体的に学習できるよう、１人１台端末を活用した学習コンテンツの開発に取り組んでいるところです。

併せて、教員が当該コンテンツをより効果的に授業で活用できるよう、授業モデルの作成も進めています。

県教育委員会としては、全ての小中学校等において、学習コンテンツの活用を中心に、手話についての学習がなされるよう、市町村教育委員会に働きかけ、学校における手話の普及に取り組んでまいります。